

〔2〕 大分県知事免許の申請等

1 紙申請の場合のフロー図

◆新規免許申請の場合

※申請様式は国土交通省ホームページからダウンロード出来ます。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000176.html)

なお、(公社)大分県宅地建物取引業協会 (097-536-3758)

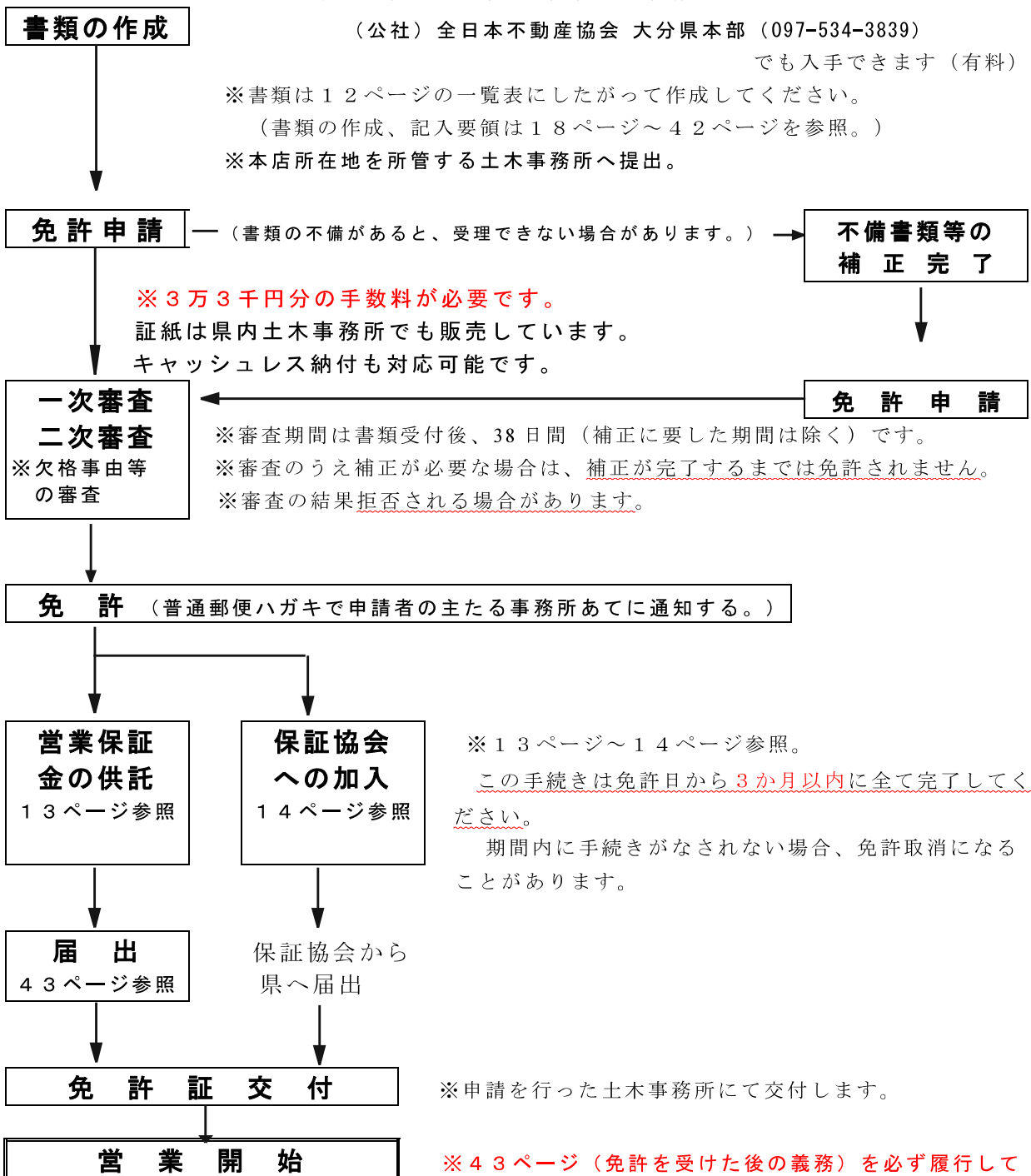
(公社)全日本不動産協会 大分県本部 (097-534-3839)

でも入手できます(有料)。

※書類は12ページの一覧表にしたがって作成してください。

(書類の作成、記入要領は18ページ~42ページを参照。)

※本店所在地を所管する土木事務所へ提出。



※3万3千円分の手数料が必要です。
証紙は県内土木事務所でも販売しています。
キャッシュレス納付も対応可能です。

※審査期間は書類受付後、38日間(補正に要した期間は除く)です。
※審査のうえ補正が必要な場合は、補正が完了するまでは免許されません。
※審査の結果拒否される場合があります。

※13ページ~14ページ参照。

この手続きは免許日から3か月以内に全て完了してください。

期間内に手続きがなされない場合、免許取消になることがあります。

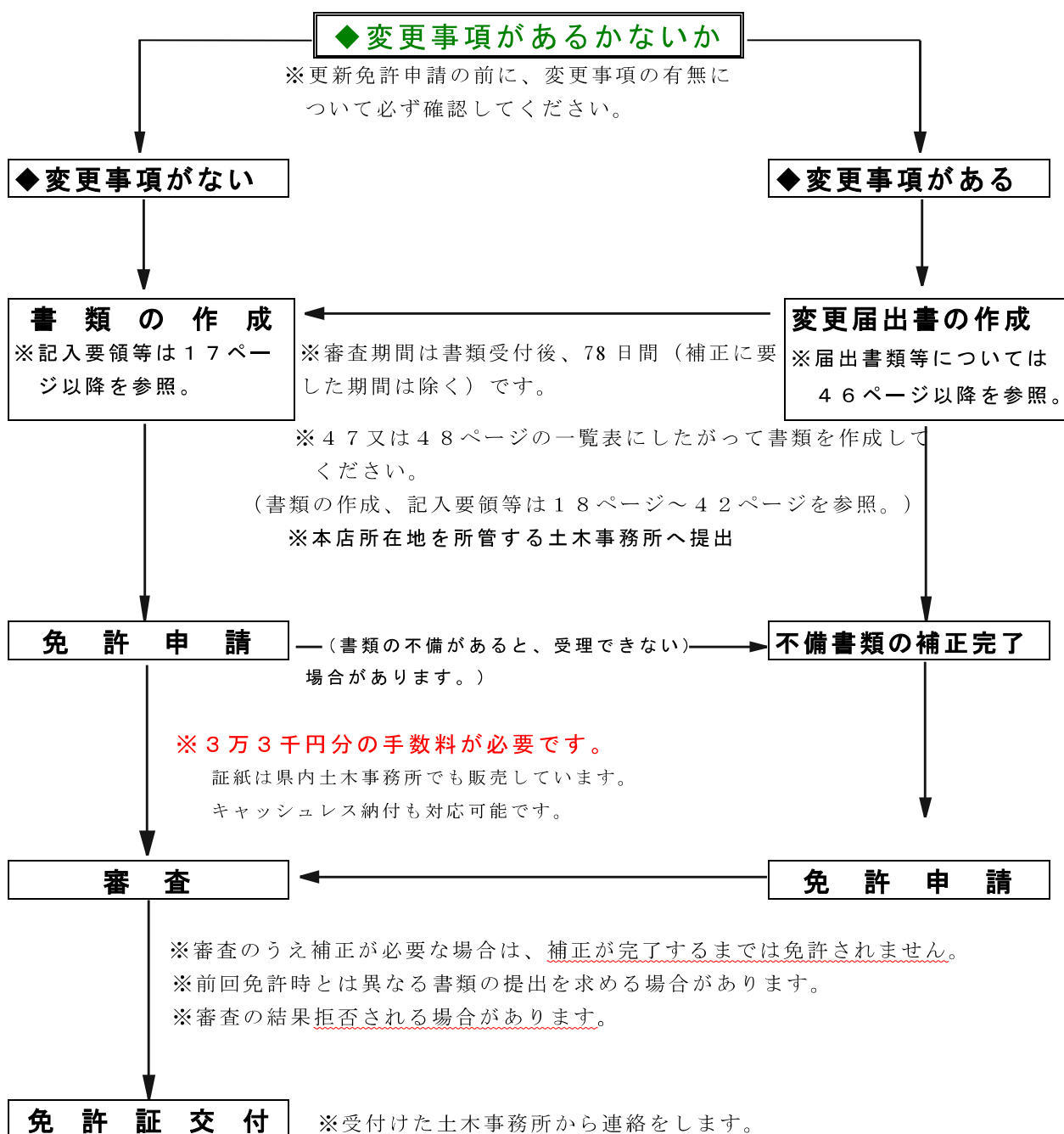
※申請を行った土木事務所にて交付します。

※43ページ(免許を受けた後の義務)を必ず履行してください。

※専任の取引士は勤務先(業者名)の登録をしてください。

◆更新免許申請の場合

- ◆ 免許の有効期間満了の日の 90日前から30日前までの間に免許更新の申請が受け付けられることが必要です。
- ◆ 47又は48ページの変更届出事項がある場合は、変更が生じた日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。
- ◆ 「更新申請手続きの際の留意事項」については、11ページを参照してください。



■ 免許申請書類作成にあたっての留意事項

◆ 留意事項

- ・ 12ページの「免許申請に必要な書類」一覧表にしたがって書類をそろえてください。
- ・ 書類には「法定様式」に書き込むものと、別途用意する書類（添付書類）があります。
- ・ 各書類作成の説明及び記入例は、18ページ以降を参照してください。
- ・ 別途用意する書類（添付書類）については、下記の点に留意してください。
 - ※ 官公庁が発行する証明書類等は、申請受付日現在で発行から3か月以内のものに限ります。
 - ※ 代表者、役員等で専任の取引士を兼ねている者は「略歴書」は一枚で結構です。
- ・ 書類は12ページの表に記載されている順番にそろえてください。
- ・ 免許更新申請時、従前の免許を受けている内容に変更があり、所要の変更の届出がなされていない場合には、これらの申請は受付できない場合がありますので注意してください。
- ・ 免許申請書は閲覧対象となります。不要な個人情報等は記載しないよう注意してください。

◆ 県（土木事務所）提出部数

- ・ 計3部（正本1部、副本1部、控え1部）（副本、控えはコピーで結構です。）
- ※ 協会提出用など上記以外が必要な場合は、必要な部数を各自、事前に準備してください。

■ 免許の更新申請手続きについて

宅地建物取引業の免許は、有効期間が5年と規定されており、この期間満了の翌日に免許が失効になります。したがって宅地建物取引業を引き続き営もうとする者は、その有効期間が満了する90日前から30日前までの間に免許の申請を行うことが必要になります。

免許の更新の手続きは、おおむね新規免許申請と同様ですが、その内容については、法に違反する内容がないか十分に確認した上で行ってください。法に違反する内容がある場合は、免許の拒否だけでなく、その違反内容に応じた行政処分の対象となります。

◆ 免許更新手続きの際の留意事項

- ・ 現に営んでいる宅地建物取引業の営業実態、実績が正常といえるか。かなり長期間にわたり営業実績が無い場合等、問題がある場合には今後の見込みはどうか。（取引実績がないことの理由書を添付してもらうことがあります。）
- ・ 事務所、代表者、役員、政令使用人及び専任の取引士等について、必要な変更の届出等の手続きが漏れなく行われているか。
- ・ 代表者、役員、政令使用人、専任の取引士等に関して、いわゆる「欠格事由」（1ページ参照のこと）に該当する者はいないか。
- ・ 事務所に関して、引き続き永続性のある権限に基づき設置されているか。また、その独立性、必要な機能が確保されているか。